

品確法において、成績評定を自らの発注や発注者間相互において活用するため、公共工事については評価の標準化やデータベースの整備等の措置を講ずるよう、また調査・設計については公共工事に準じた措置に努めるよう規定。

第7条第2項

発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条第2項

公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



公共建築工事等については、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議幹事会において、次の指針等を取りまとめ、工事及び設計業務等のそれぞれについて、成績の評価の標準化を進めています。

- 公共建築工事成績評定要領作成指針
- 建築設計等委託業務成績評定要領策定指針等

更に参加登録した発注機関の間で成績評定結果の共有化を図り、相互利用を行っています。

品確法において、発注関係事務を適切に実施するための体制整備、発注者間相互の連携、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等について規定。

第7条第3項

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

第21条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

(中略)

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



全国営繕主管課長会議幹事会において、平成17～18年度に公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討を行い、**発注者支援業務事例集等**を取りまとめました。

また、平成27年度には発注関係事務に係るアンケートを実施し、平成28年6月には**アンケート結果の取りまとめ、発注者支援業務事例集の更新及びパンフレットの作成**を行い、情報共有を図っています（「公共建築における発注関係事務に係る支援方策」のフォローアップ http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000028.html）。

国交省官庁営繕においては、本省及び各地方整備局等に**公共建築相談窓口**を設置しており、地方公共団体の公共建築の発注者の皆様からのお問い合わせに対応しています。